

瀬戸市都市景観条例の一部の施行期日を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 22 年 12 月 20 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 40 号

瀬戸市都市景観条例の一部の施行期日を定める規則を廃止する規則
瀬戸市都市景観条例の一部の施行期日を定める規則（平成 12 年瀬戸市規則第 19 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。